

狛江市日本一安心で安全なまち推進キャラクター取扱要綱

平成29年3月31日

要綱第54号

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市日本一安心で安全なまち推進キャラクター（以下「キャラクター」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) キャラクターの名称 別表の名称の欄に掲げる名称をいう。
- (2) デザイン 別表の基本デザインの欄に掲げるキャラクターの基本デザイン及び市長が別に定める展開デザインをいう。

(使用の申請)

第3条 キャラクターの名称及びデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、狛江市日本一安心で安全なまち推進キャラクター使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市の主催又は市と共催で行う事業で使用する場合には、この限りでない。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条に規定する使用条件に照らして適否を審査し、狛江市日本一安心で安全なまち推進キャラクター使用承認通知書（第2号様式）又は狛江市日本一安心で安全なまち推進キャラクター使用不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による承認に条件を付すことができる。

(使用条件)

第5条 キャラクターの名称及びデザインを使用することができる条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市のPRに寄与するものであること。
- (2) 市の品位を損なわないものであること。
- (3) 公益に反する又は反するおそれがあるものではないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。
- (5) 自己の商標、自己の意匠とすること等、独占的に使用するものではないこと。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認めるとき。

(承認事項の変更等)

第6条 第4条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」とい

う。)は、承認を受けた事項に変更があったとき又は使用を中止しようとするときは、あらかじめ狛江市日本一安心で安全なまち推進キャラクター使用内容(変更・中止)承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更又は中止が適当であると認めるときは、狛江市日本一安心で安全なまち推進キャラクター使用内容(変更・中止)承認通知書(第5号様式)により使用者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第7条 市長は、使用者が第5条及び第9条に規定する事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消すときは、狛江市日本一安心で安全なまち推進キャラクター使用承認取消通知書(第6号様式)により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認を受けて作成した物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、前項の規定による措置により使用者に生じた損害について、一切その責を負わない。

(使用料)

第8条 キャラクターの名称及びデザインの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザインの形状及び色を変更しないこと。

(2) 承認を受けた用途のみに使用すること。

(事故、苦情等の処理)

第10条 キャラクターの名称及びデザインの使用に関し、事故、苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	基本デザイン
----	--------

安安丸 (あんあんまる)



守助 (もりすけ)



団吉 (だんきち)

